

【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

- 同じ駐車場の駐車枠 1 番から 3 番までを保管場所とする申請を 3 台同時にを行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を 2 台同時にを行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番○号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時にを行う場合には、自認書は 1 通の提出で足ります。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

「**証明申請**」「**届出**」に係る保管場所である「**土地・建物**」は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

霞が関 警察署長 殿

令和 7 年 12 月 1 日
〒 (100-8974)

住 所 千代田区霞が関 2-1-2

電 話 03-3581-0141

氏 名 警察 太郎

○ 保管場所証明申請の場合
→「証明申請」
○ 保管場所届出の場合
→「届出」
に○印を付けてください。

保管場所である土地が
○ 自己所有の場合
→「土地」
○ 土地・建物の両方が自己所有の場合
→「土地」・「建物」の両方に○印を付けてください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

申請者又は届出者御自身の情報を記載してください。